

総合計画後期基本計画の素案について

総合計画後期基本計画策定の案について

1. 第2回審議会のポイント

第2回審議会は、第1回で議論いただいた内容を含む、次の3点が主なポイントとなります。

POINT

- 多様な主体からいただいた意見の基本計画への反映
- 基本計画における主な取り組みと、その成果指標
- 将来的な土地利用の方針を示す土地利用計画図の詳細

2. 全体スケジュール

計画策定における全体のスケジュールは下表のとおりです。なお、第1回では同時開催としていた「まち・ひと・しごと創生本部会議」については、国の総合戦略が策定された後に開催をいたします。(令和8年1月後半を予定)

	令和7年度									令和8年度
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
素案の検討・策定	■									
総合計画委員会	■			■		▶				
まち・ひと・しごと創生本部会議	■			◻	▶					
総合計画審議会		■		■	イマココ			▶ 答申		
まち・ひと・しごと創生有識者会議		■		◻	▶					
議会特別委員会					▶ 依頼	▶ 審議				
パブリック・コメント							▶			
議会上程								▶ 議決		

3. 多様な主体からいただいた意見における、基本計画への反映について

後期基本計画の策定にあたっては、有識者からなる総合計画審議会を始め、若者を中心に多様な意見聴取の場を設けました。これらの場でいただいた意見を取り纏め、計画に反映します。

【策定にあたり実施した意見聴衆】

総合計画審議会(令和7年9月、11月)

前回の審議会及び今回の審議会にて意見をいただきます

市長と中学生との意見交換(令和7年10月)

「5年後、どんな鳥栖市になってほしい？」をテーマに、4校59名と意見交換を実施しました

さがみらい発見塾(令和5年～6年)

佐賀新聞社と連携し、3高校13名から「TOSUを未来へトス」～飛躍する鳥の栖(すみか)～をテーマに提案を受けました



子ども・若者の意見をはじめ、多様な意見を計画に反映させました

後期計画における主な意見の反映箇所

① まちづくり推進センターの利用促進について

【考え方】

既存の利用者だけでなく、子ども・若者を含めた多様な市民が利用しやすい、まちづくり推進センターづくりを目指します



施策4-6 自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進

- 現状と課題、主な取り組みに、まちづくり推進センターの誰もが気軽に利用できる環境づくりを追加
- 指標を参加人数及び教室数に変更

② 子どもの居場所づくりについて

【考え方】

子どもの居場所づくりについての市民ニーズを鑑み、取り組みについての記載を追加します



施策5-4 青少年の心豊かな育みの推進

- 現状と課題、主な取り組みに、子どもの居場所づくりを追加

4. いただいた意見と基本計画への反映箇所(詳細)について

いただいた意見とその計画反映箇所の詳細については下表のとおり。なお、詳細な記載内容は別紙『第7次鳥栖市総合計画後期基本計画(案)』を参照

【総合計画審議会】

項目	意見の要旨	反映箇所	頁
土地利用	宅地利用できる土地が少ないことについて、土地利用計画で対策の方向性を示してほしい	“土地利用計画“にて、市街地拡大を目指す市の方針を、市街地ゾーンを既成市街地よりも広く取ることで表現	68
男女共同	男女共同の分野は5年前から大きく進捗し、男性が家庭に参画することが重要になってきている。現状と課題に反映いただきたい	“4-8男女共同参画社会の実現”内の現状と課題に、働き方や社会の意識、制度の変革について追記	42
生涯学習	指標については「事業の実施回数」が多い印象で、成果が伴うか疑問。特に、まちセンの講座はバリエーションを豊かにするのはいい事だが、参加者が少なくは元も子もない	“4-6自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進”内の 指標を参加人数及び教室数に変更 。また、“5-4青少年の心豊かな育みの推進”内の 指標を参加人数及び教室数に変更	38 52
居場所	様々な人が気軽に立ち寄ることのできる居場所機能をまちづくり推進センターに付加してほしい	“4-6自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進”内の 現状と課題、主な取り組みに、まちづくり推進センターの誰もが気軽に利用できる環境づくりを追加 。 “5-4青少年の心豊かな育みの推進”内の 現状と課題、主な取り組みに子どもの居場所づくりを追加	38 52
居場所	子どもの居場所づくりについての考え方が必要	“4-6自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進”内の 現状と課題、主な取り組みに、まちづくり推進センターの誰もが気軽に利用できる環境づくりを追加 。 “5-4青少年の心豊かな育みの推進”内の 現状と課題、主な取り組みに子どもの居場所づくりを追加	38 52
情報発信	市からの情報に無関心な層への情報発信に工夫が必要	“7-1協働のまちづくりの具体的な考え方”内の主な取り組みに若者、無関心層へのアプローチの強化を追加	65

総合計画後期基本計画策定の案について

【市長と中学生との意見交換】

項目	意見の要旨	反映箇所	貢
情報発信	鳥栖のことを自慢できるように、もっと鳥栖の魅力を知りたい	“7-1協働のまちづくりの具体的な考え方”内の主な取り組みに、若者、無関心層へのアプローチの強化を追加	65
観光イベント	もっとまちを盛り上げるイベントがほしい	“6-3観光の振興“内の現状と課題に、まちを盛り上げる多彩なイベントを増やすことにより、さらなる交流人口の拡大を追加 指標に九州大会規模以上のイベント開催件数を追加	58
にぎわい	非日常感を味わえるまちになってほしい	“2-2魅力あるにぎわい拠点の形成”内の現状と課題に、鳥栖市に住むあらゆる世代を惹きつけ楽しめる、魅力ある空間を形成する必要があることを追加	14
にぎわい	スポーツで盛り上がるまちになってほしい	“6-4スポーツの振興“内の現状と課題に、いつでもスポーツに親しめる環境の充実に取り組むを追加	60
居場所	子どもの居場所がほしい	“4-6自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進”内の現状と課題、主な取り組みに、 まちづくり推進センターの誰もが気軽に利用できる環境づくりを追加。 “5-4青少年の心豊かな育みの推進”内の現状と課題、主な取り組みに 子どもの居場所づくりを追加	38 52
つながり	人と人の距離が近いまちになってほしい	“4-4つながり支え合う地域福祉の推進”内の現状と課題に人と人の距離が近いまちを追加	34

【さがみらい発見塾】

項目	意見の要旨	反映箇所	貢
居場所	みんなの公民館 (誰もが気軽に立ち寄れる「みんなの公民館」で世代や国籍を超えた交流。)	“4-6自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進”内の現状と課題、主な取り組みに、 まちづくり推進センターの誰もが気軽に利用できる環境づくりを追加。 “5-4青少年の心豊かな育みの推進”内の現状と課題、主な取り組みに 子どもの居場所づくりを追加	38 52
にぎわい	気軽に・いつでもどこでも誰でもスポーツ (体育館や公園に運動道具を常設。誰もがいつでも運動できる場所の設置)	“6-4スポーツの振興“内の現状と課題に、いつでもスポーツに親しめる環境の充実に取り組むを追加	60

総合計画後期基本計画策定の案について

【その他、第1回審議会からの変更点】

項目	反映箇所	頁
公園整備	“1-2集い、交流する緑の空間の創出”内の現状と課題に、市民公園、中央公園の整備を追加	8
防災対策	“3-1市民の大切な生命と財産の保全“内の現状と課題に、地震に対する備えを追加	22
多文化共生	“4-9多文化共生社会の実現“内の現状と課題に、外国人住民の地域活動への参加と住民相互の交流促進を追加	44
部活動の地域展開	“5-2未来を創る子どもを育む教育の推進“内の現状と課題、主な取り組みに部活動の地域展開を追加	48 49

5. 基本計画における主な取り組みと、その成果指標について

基本計画における主な取り組みとその成果指標については、別紙『第7次鳥栖市総合計画後期基本計画(案)』のとおり。

いただいた意見を基に追記した箇所を赤字黄色塗り、そのほかの今回の審議会からの変更点を赤字、前回の審議会での変更箇所を青文字で記載している。

意見を踏まえて追記した箇所

【総合計画後期基本計画(案)】

基本目標2 快適な生活を支えるまち

第 第2 魅力ある賑わい拠点の形成
鳥栖駅と新鳥栖駅を軸とした賑わいと活力にあふれた拠点形成を推進します。

現状と課題
・鳥栖駅周辺は、鳥栖スタジアムなどの集客施設が立地するなど中心市街地としての機能を有しているが、**賑わい・交流の場としての機能は十分に発揮できていない。**
・九州中核都市圏の中核として、賑わいと活力にあふれた拠点形成を推進します。
・**中心市街地においては、引き続き中心市街地の活性化を図るとともに、鳥栖市に自立的なまちづくりを推進し、魅力ある空間を形成する取組を進めます。**中心市街地を鳥栖市の核として、まちの賑わい・交流の場としてさらに活用を図っていく必要があります。

14

前回の審議会での変更箇所

今回の変更箇所

主な取組	内容
特色ある学校づくりの推進	教科「日本語」の充実やICTを活用した効果的な授業、学校・家庭・地域が連携して取り組むコミュニティ・プログラムの推進など各学校の個性を活かした学校づくりに取り組みます。
豊かな心・健全な体を育む教育の推進	「いのちを尊重し、思いやりを豊かに、健全な体を育む」の教育に取り組みます。また、いじめや不登校の対応、支援が必要な子どもたちへの支援など、すべての子どもが安心して学び、成長できる体制づくりに取り組みます。
学校の部活動改革の推進	親しみ、また、様々な体験をする機会を確保するため、これまでの学校単位での取組から、学校を含めた地域社会との取組となるよう、国、県の取組やイベント等を踏まえ、新たなスポーツ・文化祭活動開催の推進を推進します。

項目	単位	現況(令和5年度)	目標(令和7年度)
市内より優れた研究授業の取組	件数	220件	1,000件
市内より優れた活動の取組数	活動年数	14活動年	60活動年
スポーツ・文化祭イベントの取組	活動回数	60行事	300行事
学校安全・生徒の保護者に対する取組	件数	4件	25件

成果指標

6. 将来的な土地利用の方針を示す土地利用計画図の詳細について

将来都市像の実現に向けた、望ましい土地利用の方針について明確に示すため、新たに**土地利用計画**を定めます。

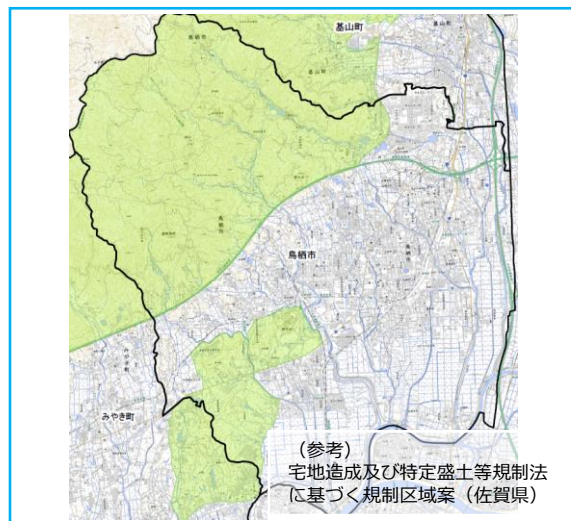
この計画は、市の都市的土地利用の方針を定めた「鳥栖市都市計画マスタープラン」と、市の農業的土地利用の方針を定めた「鳥栖市農業振興地域整備計画」の**上位計画**であり、**都市基盤や農業基盤、自然環境の整備状況を総合的に勘案し、都市と自然が調和した将来的な土地利用を実現するためのゾーニングを示す**ものです。



3つのゾーニングにおける考え方

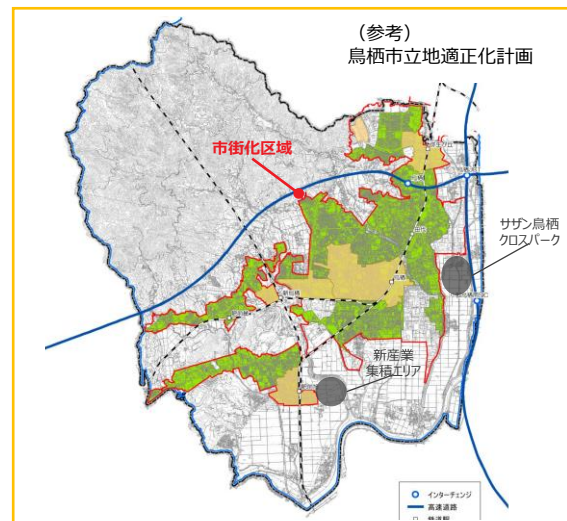
環境保全ゾーンの考え方

【考え方】
一定規模以上の盛土について許可が必要となる特定盛土等規制区域をベースに設定
・長崎高速道路よりも北側のエリア
・朝日山、所熊山、西谷山



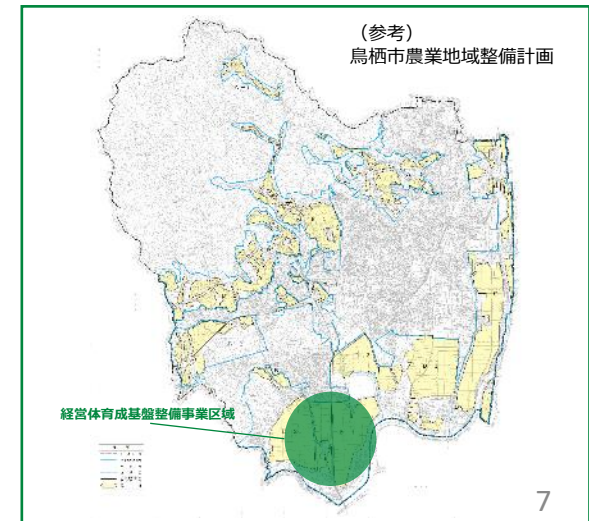
市街地ゾーンの考え方

【考え方】
市街化区域に加え、都市計画制度等の活用により、今後の開発を見込んでいる区域をベースに設定
・環境保全、農業振興ゾーン以外のエリア



農業振興ゾーンの考え方

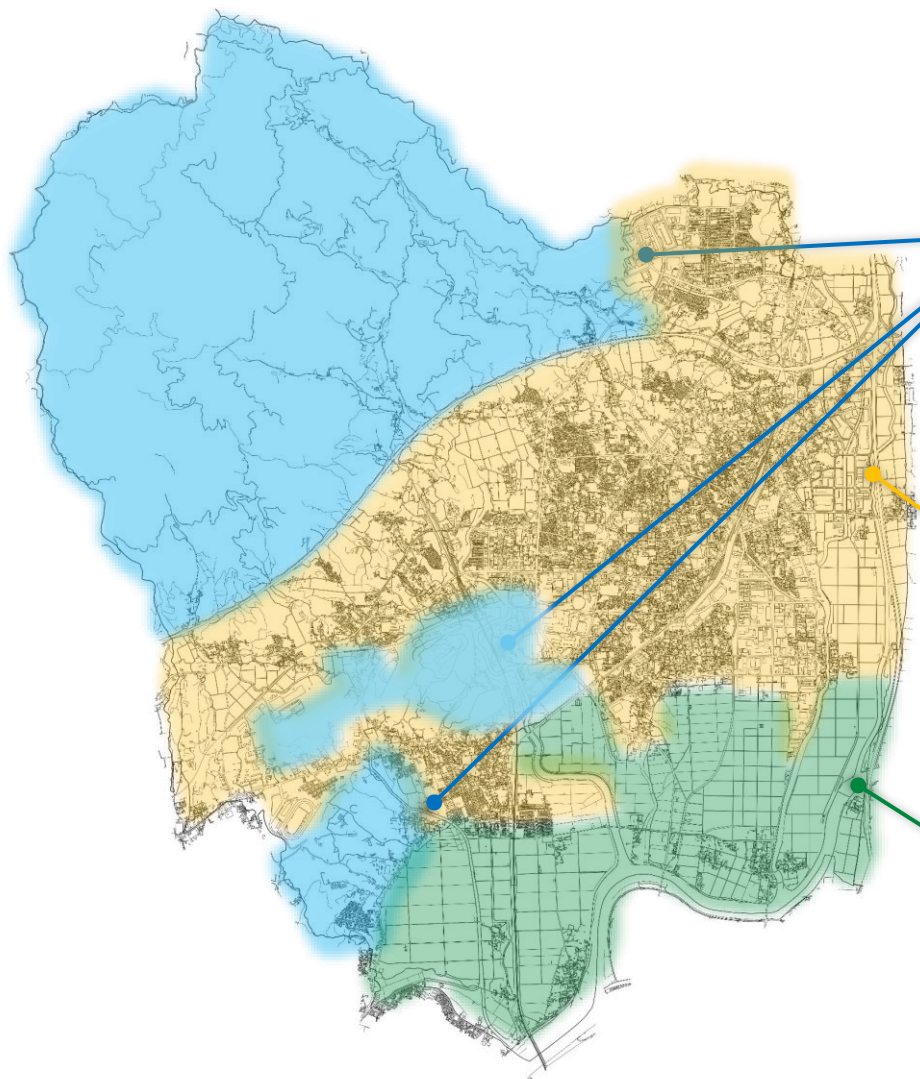
【考え方】
市南部の低地エリアや経営体育成基盤整備事業の計画エリアをベースに設定
・鳥栖地区、旭地区、基里地区の南部
・経営体育成基盤整備事業区域



総合計画後期基本計画策定の案について

土地利用計画図とそのゾーニング

土地利用計画図は、3つのゾーニングにより、将来的な土地利用の方針を定めています。



ゾーン	方針
環境保全ゾーン	河内防災ダムや御手水の滝、九千部山等の豊かな自然環境を保全するとともに、勝尾城筑紫氏遺跡等の歴史的資源を活かし、市民の憩いの場の充実に努めます。また、山林が有する良好な景観の形成、急傾斜地等における土砂災害の防止、水源涵養等の多様な公益的機能の維持・向上に努めます。
市街地ゾーン	整備された都市基盤を活かし、地域特性に応じた良好な住宅地や、にぎわい・観光・広域交流の拠点となる商業地、交通利便性を活かした工業地の形成に努めます。また、拠点性の高さを活かした都市的土地利用への転換を図り、便利で快適な魅力ある新市街地の形成を目指します。
農業振興ゾーン	優良農地の公益的機能と環境空間を保全するとともに、産業として安定した農業経営を実現するため、高収益作物の作付面積の拡大を行うことで農業振興を目指します。